

令和 8 年松前町告示第39号

松前町子育て短期支援事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、児童又はその保護者（以下「児童等」という。）に対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 6 条の 3 第 3 項に規定する子育て短期支援事業（以下「事業」という。）を実施することにより、家庭の養育環境を整備することを目的とする。

(事業の実施)

第 2 条 事業は、児童養護施設その他保護を適切に行うことのできる施設、里親又は保護を適切に行うことができる者として町長が認めた者（以下「実施施設等」という。）に委託して行う。

2 前項の規定による事業の委託に当たっては、委託先の事業者に対し、職務上知り得た個人情報適切に管理し、秘密を保持するために必要な措置を講じさせるものとする。

(事業の種類及び内容)

第 3 条 事業の種類及び内容は、次のとおりとする。

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業 次に掲げる場合に、実施施設等において児童等に対し養育、保護又は支援を行う事業

ア 保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合

イ 子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合

ウ 保護者の育児不安、過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合

エ 経済的な理由により緊急一時的に親子を保護することが必要な場合

オ 親子が次に掲げる支援を必要とする場合

(ア) 保護者のレスパイト・ケア（休息時間を確保するためのサービスをいう。以下同じ。）

(イ) 育児不安の解消、養育技術の提供等のための相談・支援

(ウ) 育児・家事等の協働による保護者のエンパワメント支援

(エ) その他親子支援に資する取組

(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業 保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合、保護者の育児不安や過干渉等により児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合、児童等が次に掲げる支援を必要とする場合その他の緊急の場合において、実施施設等において児童を保護し、生活指導、食事の提供を行う事業

(ア) 保護者のレスパイト・ケア

(イ) 育児不安の解消、養育技術の提供等のための相談・支援

(ウ) 育児・家事等の協働による保護者のエンパワメント支援

(エ) その他親子支援に資する取組

(利用対象者)

第4条 短期入所生活援助（ショートステイ）事業の対象者は、町内に住所を有する児童等であって、次の各号いずれかの事由に該当するものとする。

- (1) 児童の保護者の疾病
- (2) 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安等身体上又は精神上的の事由
- (3) 出産、看護、事故、災害、失踪等家庭養育上の事由
- (4) 冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等社会的な事由
- (5) 養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合
- (6) レスパイト・ケアや、児童との関わり方・養育方法等について、児童、要支援保護者の利用が必要であると町長が認めた場合
- (7) 経済的問題等により緊急一時的に児童、要支援保護者の保護を必要とする場合

2 夜間養護等（トワイライトステイ）事業の対象者は、町内に住所を有する児童等であって、次の各号いずれかの事由に該当するものとする。

- (1) 児童の保護者の疾病
- (2) 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安等身体上又は精神上的の事由
- (3) 出産、看護、事故、災害、失踪等家庭養育上の事由
- (4) 冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等社会的な事由
- (5) 養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合
- (6) レスパイト・ケアや、児童との関わり方・養育方法等について、児童、要支援保護者の利用が必要であると町長が認めた場合

（利用申請）

第5条 児童等は、事業を利用しようとするときは、松前町子育て短期支援事業利用（期間変更）申請書（様式第1号）に児童が未就学児である場合にあっては児童の心身の状況調べ（お子さんの現在の状況）（未就学児用）（様式第2号）、児童が就学児である場合にあっては児童の心身の状況調べ（お子さんの現在の状況）（就学児用）（様式第3号）を添付して、町長に申請しなければならない。ただし、特に緊急を要する場合にあっては、この限りでない。

（事業の利用決定）

第6条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは子育て短期支援事業利用決定通知書（様式第4号）により、不適当と認めたときはその旨を書面により申請者に通知するものとする。

（事業の利用）

第7条 前条の規定により事業の利用決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、第2条第1項の規定により委託を受けた実施施設等に子育て短期支援事業利用決定通知書を提示するものとする。

（利用期間）

第8条 事業の利用期間は、利用者の心身の状況、養育環境その他の状況を勘案して町長が必要と認める期間とする。

（利用料）

第9条 利用者は、事業を利用したときは、別表に定める利用料（以下「利用料」という。）

を実施施設等の請求に基づき支払わなければならない。

(利用料の減免)

第10条 町長は、利用者が次のいずれかの世帯に属する者であるときは、別表に定めるところにより利用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 生活保護世帯

(2) 母子家庭又は父子家庭かつ市町村民税非課税世帯

(3) 市町村民税非課税世帯

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、子育て短期支援事業の実施に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。